

令和 6 年度施設型給付等の額に係る法定代理受領について

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 14 条第 1 項（第 50 条において準用する場合含む。）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知致します。

（参考）「法定代理受領」の通知の法定位置付け

子ども子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付として性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）。

本施設における令和 6 年度の公定価格の額は、別紙の表に記載のとおりです。

〈各月ごとの年齢別の公定価格の額〉

別紙1

1号認定

	満3歳児	3歳	4歳以上	副食費徴収免除の場合の加算額
4月	238,730 円	238,730 円	219,900 円	3,600 円
5月	238,730 円	238,730 円	219,900 円	4,800 円
6月	238,730 円	238,730 円	219,900 円	4,560 円
7月	238,730 円	238,730 円	219,900 円	3,120 円
8月	238,730 円	238,730 円	219,900 円	0 円
9月	238,730 円	238,730 円	219,900 円	4,560 円
10月	238,730 円	238,730 円	219,900 円	4,800 円
11月	238,730 円	238,730 円	219,900 円	4,560 円
12月	238,730 円	238,730 円	219,900 円	4,080 円
1月	238,730 円	238,730 円	219,900 円	4,320 円
2月	239,250 円	239,250 円	220,420 円	4,080 円
3月	255,150 円	255,150 円	236,320 円	3,120 円

2号・3号認定

	乳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		副食費徴収免除の場合の加算額
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
4月	203,270円	198,540円	119,750円	115,020円	75,020円	70,290円	58,320円	53,590円	4,800円
5月	222,220円	217,120円	130,400円	125,300円	81,830円	76,540円	63,750円	58,460円	4,800円
6月	222,220円	217,120円	130,400円	125,300円	81,830円	76,540円	63,750円	58,460円	4,800円
7月	222,220円	217,120円	130,400円	125,300円	81,830円	76,540円	63,750円	58,460円	4,800円
8月	222,220円	217,120円	130,400円	125,300円	81,830円	76,540円	63,750円	58,460円	4,800円
9月	222,220円	217,120円	130,400円	125,300円	81,830円	76,540円	63,750円	58,460円	4,800円
10月	222,260円	217,160円	130,440円	125,340円	81,870円	76,580円	63,790円	58,500円	4,800円
11月	222,260円	217,160円	130,440円	125,340円	81,870円	76,580円	63,790円	58,500円	4,800円
12月	222,260円	217,160円	130,440円	125,340円	81,870円	76,580円	63,790円	58,500円	4,800円
1月	222,260円	217,160円	130,440円	125,340円	81,870円	76,580円	63,790円	58,500円	4,800円
2月	222,350円	217,250円	130,530円	125,430円	81,960円	76,670円	63,880円	58,590円	4,800円
3月	233,770円	228,670円	141,950円	136,850円	93,380円	88,090円	75,300円	70,010円	4,800円

(注)上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍日数に応じた日割りの計算を行うことにより、公定価格の額を算出する必要があります。